

船舶事故調査報告書

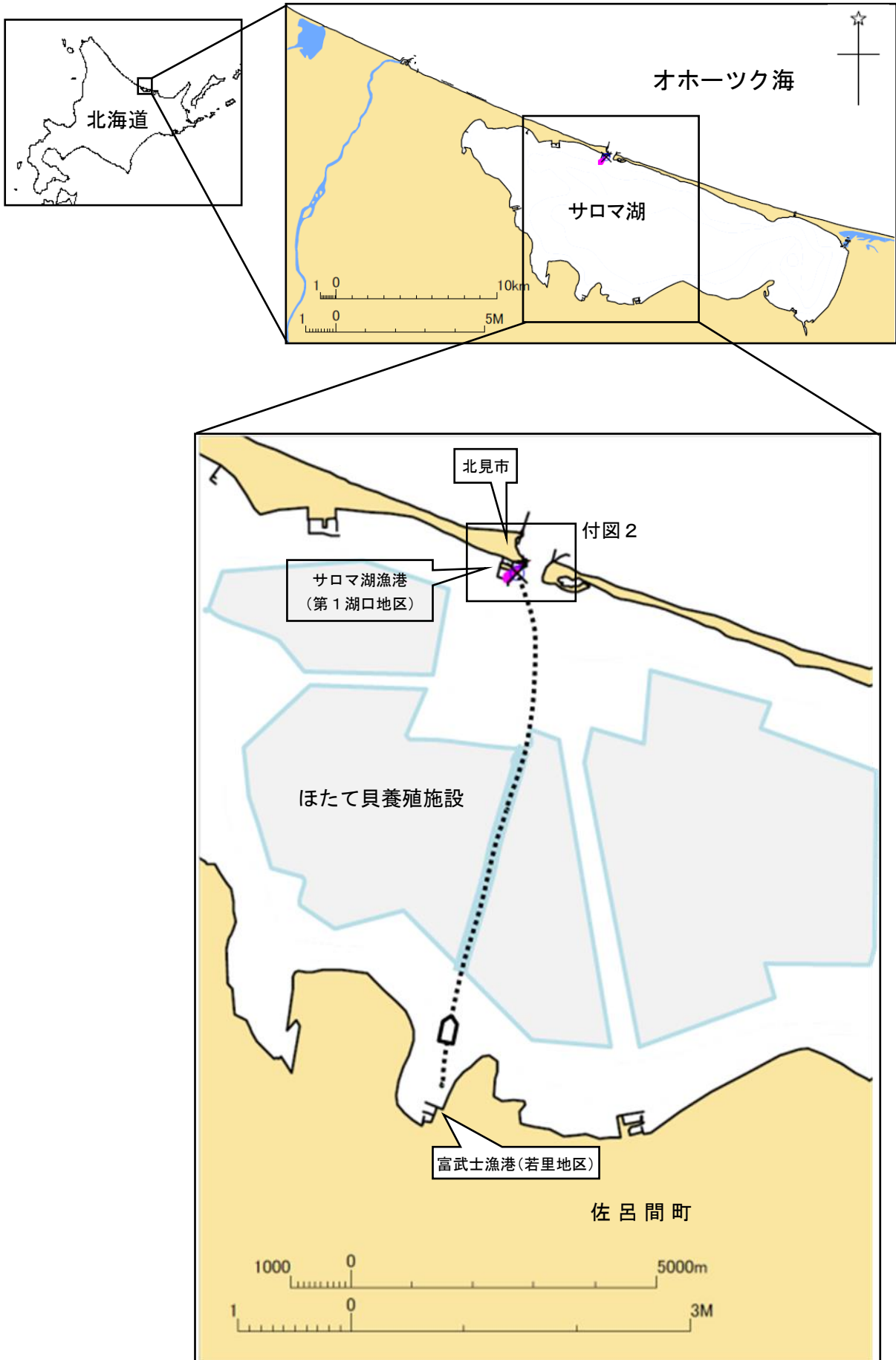
平成29年1月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成27年10月7日 12時30分ごろ
発生場所	北海道北見市サロマ湖漁港（第1湖口地区） サロマ湖口灯台から真方位213° 190m付近 （概位 北緯44° 10.7′ 東経143° 46.9′）
事故の概要	漁船第十八恵祐丸 ^{けいゆう} は、サロマ湖内を北進中、棧橋に衝突した。 第十八恵祐丸は、船長及び甲板員が負傷し、球状船首部の圧壊等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八恵祐丸、4.9トン HK3-129134（漁船登録番号）、個人所有 12.90m（Lr）×3.45m×1.02m、FRP ディーゼル機関、421kW、平成23年3月 第200-39089号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月28日 免許証交付日 平成25年2月5日 （平成30年3月17日まで有効）
死傷者等	軽傷 2人（船長及び甲板員）
損傷	本船 球状船首部が圧壊、船首外板に亀裂等 棧橋 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成27年10月7日12時20分ごろ、サロマ湖北東方沖のオホーツク海に設置した定置網において台風の接近に備えた作業を行う目的で、サロマ湖内の北海道佐呂間町富武 ^{とつぶし} 漁港（若里 ^{わかさと} 地区）を出港した。 本船は、船長が操舵室中央にある操縦席に腰を掛けて操船に当たり、約18ノットの対地速力で、サロマ湖内のほたて貝養殖施設区画

	<p>内の水路を手動操舵により北進した。</p> <p>船長は、操船しながら甲板員に定置網設置場所での作業の段取りを説明していたが、本船がほたて貝養殖施設の区画を抜けてサロマ湖口に向かう態勢となった頃、同説明を終えた。</p> <p>本船は、作業内容を聞き終えた甲板員が操舵室後方の甲板上に移動した後、船長が、単独で操船に当たっていたところ、椅子に腰を掛けた姿勢で居眠りに陥り、12時30分ごろサロマ湖内のサロマ湖漁港（第1湖口地区）の工事用棧橋（以下「本件棧橋」という。）南東端付近に衝突した。</p> <p>船長は、衝突時の衝撃で気付いた甲板員に声を掛けられて目を覚まし、所属する漁業協同組合に携帯電話で本事故の発生を連絡した。</p> <p>船長及び甲板員は、サロマ湖漁港から救急車で病院に搬送され、船長が顔面裂傷及び顔面打撲と、甲板員が頭部打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて富武士漁港（若里地区）へ戻った。 （付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、10月4日及び5日は定置網の設置準備作業を行い、6日05時から14時ごろまでの間は定置網の設置作業を行っていた。</p> <p>船長は、ふだん、定置網漁、刺し網漁等を行っており、冬季以外は、ほとんど休養日がなかった。</p> <p>船長は、ふだん、操船中に眠気を感じた場合、他の乗組員に操船を交替していた。</p> <p>船長は、台風の接近に備えた作業を始める前であったものの、甲板員に対する作業の段取りを指示したことで、同作業の一部を終えた気持ちになって気が緩み、また、連日の作業により疲労が蓄積していたことに気付かず、居眠りに陥ったものと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故時、持病はなく服薬をしていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、サロマ湖内を北進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して本件棧橋南東端付近に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、椅子に腰を掛けて操船を続けたこと、疲労が蓄積していたこと及び台風の接近に備えた作業の一部を終えた気持ちになって気が緩んだことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、サロマ湖内を北進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して本件棧橋南東端付近に衝</p>

	突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 操船中は、椅子に腰を掛けるなど楽な姿勢を続けず、立ち上がって外気に当たるなどして居眠り防止を図ること。・ 操船者は、日頃から体調管理に心掛けること。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生場所概略図

